

会 議 録

会議の名称	第24回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年8月25日（火）19:00～21:00
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、奥田委員、梶谷委員、 金田委員、北野委員、北原委員、鯛委員、高原委員、 中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、 森井委員、横田委員） 市職員委員（西尾委員、中尾委員、山中委員、吉本委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 12名
議題	第2次条例案（たたき台）について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について
- ・中川会長が30分程度遅れる連絡がある

2．前回議事録の確認について

内容について異議なし

3．議題

「条文素案」の議論

副会長 早速、本題の方に入っていきます。本日は第23条からです。それではご意見をお願いします。

委員 これは市の条例か何かありますか？

事務局 あります。

副会長 行政手続条例か？

事務局 はい。

委員 だからB案の方が分かり易いかな、言葉としては。これ問題は、いつもこれ、こういうこと問題になるんは両刃の剣いうんか、例えば震災して産業廃棄物なんかね、いつもこれ問題になるねんけれど、例あげたら、この産廃して、この、きっちり条例でもうちょっと厳しくやっとかんとね。今ね、あの、昔やったら言う言わんと、認可しませんと言ったら、そんで終わったんやけど。今こういうもんがあるから逆にね、「何でやねん！」と業者につっこまれたら、行政も言われへんから、渋々、何ちゅうんか、渋々いうんか嫌々、許可せなあかんとすることが多いでしょ。ここの一番の問題は。ええことばっかと違いますわな、行政手続いうんはね。それをみなさんがどういう風に考えてくれはるかということですね。

委員 A案とB案と見た時に、今、B案の方が分かり易いと言われたわけですけど、例えば両方で行きますと、「許認可の申請等、法令に基づいた手続」というのは、B案の方では「市民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導等を公正に」ということで、ちょっとあの一般の市民感覚でいきますと、B案の方が法律用語ですね、ちょっと見た時に何を言っておるんかちょっと分からないんですが。だいたいA案の「許認可の申請等、法令に基づいた手続」はだいたいB案の内容とどうなのか、B案の方がより正確というのなら、B案の方を取らざるを得ないんですけど。だいたいA案の表現でB案のようなきちとした法律用語の内容も含んでいるのであればね、A案の方が一般市民としては分かり易いんじゃないかなという感覚なんですけどね。

委員 ワークショップの意見欄の会長、副会長のまとめのところで「処分」という言葉は非常にネガティブなイメージ、一般的に「処分」というのが罰を与えるというイメージがありますので、中学生も読むわけですから、ちょっと「処分」という言葉は。

委員 A案、B案どちらにも載っていないんですが、1つ提案ということで、まあ最後の方なんですけどね、その「公正」ということは当然だと思っんですけど、他市の参考条文を見ますと、やはり「公正」であるのと同時にね、透明性というのを担保すべきじゃないかと思います。方向性としてもやはり透明性というのが極めて大事じゃないかなと思いますので、この「透明性」ということについてね、敢えて載せる必要がないのか、ひょっとしたら「透明性」というのをちょっと我々のワークショップの中でね、漏れてたんちゃうかなという風な思いもありますので、併せて検討していただけないでしょうか。

会長 はい。今出てきた意見で「処分」という言葉ね、それと「透明性」、新潟市には「透明性」は入ってませんね。これについて議論したいと思います。B案の方は確かに法律用語が前に出てるからね。

委員 そしたらね、もう一つ項を付け加えてね、その行政運営における「公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする」というような文言をここに足したらどうですか。

会長 新潟市の最後の条文ですね。それも一案ですね。

委員 B案では「行政指導等を」と具体的にされていますけども、A案の方で「法令に基づいた手続」の中に「行政指導等」が入るのか入らないのか、入らないのであれば「法令に基づいた手続、行政指導等を公正かつ迅速に行わなければならない」と、こうした方がいいんじゃないかな。「法令に基づいた手続」の中に「行政指導等」が入るんですかな？

事務局 入るものもあるし、広い意味での使い方がありますので、入ると言えば入るし、

委員 入らないものは？

事務局 行政マンがしゃべることは、法令に基づいてしゃべりますので、自分の考えでしゃべりませんので、そういう意味では法律に入っていれば範疇（はんちゅう）なんですね。

委員 範疇であれば、敢えて言う必要はない、入れる必要はないと。まあ「迅速に」と「透明性」は入れてもらった方がいいですね。

副会長 そうですね。特に、行政手続というのはいつ決めるのか分からないから、そういった意味では「迅速に」と入れた方が市民にとっては利益でしょうね。では「透明性」と「迅速に」を入れましょうか、第2項に。

委員 あのちょっとお伺いしたいんですけど、「権利利益を保護」と書いてありますが、この「利益」というのは、要するに利益がなくて現状を維持するという場合、そういうのも利益に入るのかどうか。ここで「権利利益」という風に「利益」といれていますから。それからB案ですね、処分について書かれていますね。A案の場合は、処分は含まれないのか？改めて書かなくてもA案の中に含まれるのか、その辺が分からないので。含まれるのであればB案のように書く必要はないんじゃないかと。

副会長 現状を維持するという点で利益がありますので、現状維持ってというのは利益が入ってると思うんですね。それから「処分」については、B案のように書かなくてもA案に入っているのかということですが、入ってるんですね。だから、A案を基礎にして「透明性」と「迅速」を加えるというようなところでしょうか。A案の方が中学生にも分かり易いということですからね。

委員 そしたらA案にプラスアルファでいきましょか。

副会長 そうですね。よろしいですか？ 異議なし

副会長 はい。それでは第23条については、A案を採用して、第2項に「透

明で迅速に行わなければならない」というようなものを入れたいと思います。いいですか？ 異議なし

副会長 それでは続いて第24条にいきます。公益通報制度ですね。いかがでしょう？

委員 これ、大和郡山市のこの公益通報の窓口というのは、市の職員の場合は秘書人事課で、我々市民の場合は人権施策推進課ですわな。これちょっと、ものすごいおかしいいうかね、郡山が。例えばこれ大阪が、これなんちゅうんか、コンプライアンスとリスクマネジメントを両方持つね、内部通報窓口の構築いうことで考えて弁護士かなんかにしたんです。調べたら875件の通報が大阪市の場合ありましてですね、職員309人からですね、5,000万円の返還をさせたという事実があるんです。例えば、市営住宅に給料高いのに入っていたり、給食費を払っていなかったりね。これ郡山市も絶対にないとも言い切れませんわね。だからここは徹底的にやらんとやね、市の人事課とかそんな窓口ではとても僕ら市民ね、まともにできない思いますよ。ここは、みなさんちょっと考えてもらわないと、声を大きして言いますわ。

委員 いわゆるコンプライアンス委員会みたいな、そういう組織ってあるんですか。それとメンバー構成ですね。

事務局 大和郡山市には制度はないんですよ。職員の文書的な窓口は秘書人事課で、対外的な（対市民の）窓口が人権施策推進課ということで、ただ単に文書のやりとりの担当課を決めただけで制度はできていない。だからこの条例、A案にしるB案にしても、これができれば、おのずと制度を作ることになりますので、この自治基本条例ができた段階でそれにあわせて公益通報の制度、それが条例になるのか、規則になるのか、要綱になるのかは別にして、その制度を作る。その制度の中で、今おっしゃったような、そういう外部団体・委員会を作るのかという話はそこで出てくるだろうと、だから今は一石を投じはったということで、これができることによって、また市がひとつ縛られて制度をつくることになるということで、今は全く何もなしということですよ。

委員 驚きですねえ、ないというのは。

委員 問題は「前項に関することは、別に定める」とありますがどういう風に定めるのかというくらい入っていても良いと思います。

委員 内部通報窓口・委員会を設置しなければならないという文言をここに入れておいたら、事務局が言うてるように市としても否応なしに作らないかんわな。

事務局 そこで言えるのが、今ここでこの条例ができれば、そういう制度をつくらなければならないことがもう必然になると、で、なおかつ後の条文の「審議会」のところ出てきますが、「審議会等には公募の委員を入れなければならない」ということが書いています。これが全部通れば、おのずと、この公益通報制度をつくる時、これ多分、条例になると思うんですが、条例をつくる時には、ただ単に行政側で考えるんじゃなくて、こういう形で同じような市民の方々を公募で選んで話し合いをするという状態に持って行かないと、この条例違反になりますので、今ここで議論は良いですけども、この条例にどこまで細かく書けるかというよりも、その制度をつくることをきっちり決めておけば、次の条例のところ細かいところまでいけるとと思います。

委員 ほんならどんな文言が良いの？例えばどんな文言が良いの？

事務局 「別に定める」と書いておけばそれで一つの形が必ず、この条例が施行される時と同じく新しい条例をつくりなさいということになりますので、それですごい、もう縛ってますので、厳しく言ってはることがこっちにそのまま伝わってきますので。

委員 ちょっと弱いなあ、なんか、まかせるみたいな感じ。

委員 個人的な発言せんと手挙げてくださいよ。

委員 今の事務局の話を知ると、議論をしていけばおのずとこの制度ができるようになるということですね。

事務局　そうです。

委員　だから、それについて今ここで議論してもしょうがないですね。最後まで議論した後に、また戻ってきて、これがどういう形になるかというのが分かるわけだから、ここで議論しないで、頭にそれを入れながらもういっぺん戻ってくるとここへ、ある時点で。そういうことにしません？

事務局　全体のニュアンスはちょっと違うかも知れませんが。

委員　例えば縦割り行政で2つの窓口があるとすれば、それは1つにするということだけは、ここに入れておいたらどうなのかということは決めておいたら良いと思います。だから秘書人事課なのか人権施策推進課なのか、それを一つの窓口にするという前提で、これから議論を進めていくのか、2つあっても仕方ないねんということしていくのか、それはここで整理することが大事やと思う。

委員　確かに私もそう思います。ただ内容的には、この「別に定める」というのは、我々委員の気持ちとしては市民のメンバーが入るかどうかが、それが担保されるような内容にならないかと私は思うわけです。そこまで自治基本条例に書けるかどうか、今の段階ではやむを得ないかなぁと思います。

事務局　それは次に出てくる審議会の委員を公募するというところで、例えば「公募しなさい」というだけだったら1人でも公募です。ところが、全体の半分は公募ですよとか、3分の2は公募ですよという考えを盛り込んでおけば、おのずと入るわけですね。だから、それは次のところでそういう文言になれば、結局、それもひとつかちっと締められることになりますね。だからそれは制度的にこの公益通報というのは大きい話で内容も深いですので、ここで細かい事を書くというのはちょっとしんどいだろうと。で、ここでは制度を作ると、今ないものを作れと言っていることは、すごい強制力があります。それで今まで情報公開や個人情報については条例があって、もうちょっとちゃんとしなさいよというのを「別に定める」というので見直しをします。それを市民のみなさんと作っていくというのが決まりますので、それが大き

な意味があると思います。

委員 この公益通報制度がないが故に問題にならなかつたという経験があります。この春までオンブズマンの代表をしていましたが、その時にある市の職員からこういう問題があるけれどという告発を受けたんです。制度がないために、残念ながら告発者を守る事ができない。告発者の人生を大きく左右する結果になりかねないけども、やってくれるなら引き受けますという返事をしたんですが、現実問題起きてます。ただそれを立証する段階でなはないので、この自治基本条例でこれだけは入れていただかないと郡山市内部の問題がなかなか表面化しないだろうと思います。

副会長 何か具体的な提案はありますか？

委員 文章としてはB案の2行目の「違法な」の所に「または不公正な」。それから「職員等」には臨時職員が含まれるのかどうかという解釈。それから3行目の所に「通報が行われやすい環境や体制を確立」と。環境を作らんと、体制だけではどうしてもそういう行政が方向に対処する気持ちでですね、市政が環境作りになる。それから第2項の所の2行目、「身分を保障する」の間に「及び安全」、「身分」だけですとやっぱり安全が保障されていない。脅迫も受けた方も我々、たくさん耳にしております。それが今言ったように、その方をサポートする、制度がないと守る事もできないし、警察に行っても本人が告訴しないとダメだという経験をしております。だから非常に、表面化しておりますけど郡山は、非常にそういう面では、今現在は分かりませんが、あったというのは確認しております。そういう問題もありますので、この公益通報制度は郡山市が良くなる大きな力になるんじゃないかと思います。それからもう1点、第2項の2行目の「不利益を受ける」の前に「いかなる圧力など」も入れていただきたい。

委員 今までの議論とちょっとだけ観点が違う点についてよく分からないんで質問したいんですけど、A案B案のワークショップでの意見の最後の2項目ですね、この部分が欠落しているわけなんですけど、これを入れることは、ここでは適していないという事ですか？

副会長 いや、それはないと思いますよ。

委員 下の2項目ですね、知っていて通報しなかった場合の記述、やはり第3項として「違法な行為を知り得た者は速やかに通報する義務があるものとする」と、で、こういう項目に関連した「知り得た違法な情報」を隠蔽されては困るため積極的に通報するための文言を追加するのはどうかいう、こういうことに関して、今もっと私が感じているのは、要は職員、あの、一般市民を対象とするのではなくて、行政マンがですね、知っていても、あの、言わなかったり、こういうのに対して対処、言わなかったらその人も問題ですよと、知っていながらそれを通報しなくて履行しなかったと、そういう者に対していれることはできないかと、工夫して入れる事はできないかと、その辺を聞きたいんです。

副会長 通報義務ですね。

委員 通報義務がありますよと、しなければ何らかのペナルティを科すようにできないかというのがバックにあるわけなんですけど、この観点を少しお話を聞いておきたいんですけど。

副会長 まあ、これはでも良心の問題なんでね。そこまで縛れるのかなっていう気がしますね。

委員 いや、だからその辺をお聞きしておきたいと、質問しているわけなんです。

会長 これ、よろしいですか。右下にワークショップした時の仮まとめみたいなものを書いてありますよね。「見て見ぬ振りをした場合については、原則的に処罰の対象となります。」これが公益通報制度の一般基準なんですね。確かにその、見て見ぬ振りじゃなくて、知らなかったというのは処罰されません。だから当然に客観的に見ても、必然的に知り得るべき立場にあったのに通報しなかったという場合、訓告とかですね、戒告、減給、停職、場合によっては懲戒免職っていうのも考えていかなあかんわけです。だけど、そこんところはですね、24条の条文に書き込んでしまうと、委任している第3項の「前2項に関

することは別に定める」という、公益通報条例の中身に書くべきことまで触れてしまうことになるんで、自治基本条例としては非常に暗い印象になると思うんですね。だからここは「前2項に関することは別に定める」と書いてあるわけで、ここの会議録でも正確に残ってますんでね、担保できるはずだと思うんですね。だからこれ公益通報制度になりますよね。

事務局 はい。

委員 この問題はやっぱり職員の身分とか、あるいは人権に関する問題にも発展しかねませんので、

会長 慎重にやらんといかんのです。

委員 従ってですね、「前2項に関することは別に定める」は、これを明確にしておかなければならないと思いますね。だから「前2項に関することは専門の委員会で協議・決定を行う」とかね、何かそういうような文言を入れておいた方がはっきりすると思うんですね。

会長 それはね、B案の第1項のね、「体制」の中に僕は入っていると理解しているんですよ。体制というのは明らかに組織を作ることです。それで担保されているんですね。役所が努力しますとか、そういう雰囲気作りに努めますではすまないわけです。体制というのはシステムと組織を意味しますから。

委員 題目の「公益通報」ってありますやろ、これがね、僕らピンと分からんから、この文言を例えば「通報者保護」とかね、例えばですよ、文言、僕、素人やから分からんから、「内部告発保護」とかね、そういう文言にここは換えてもらったらね、さっき言うてはった中学生でもすぐ分かるわ。「あっこれ内部、チクリの話やな」と。そういうことを、この「内部通報」いうのはね、ものすごく公務員の好きなような誤魔化しの言葉でね、ここをちょっと換えてもらったらピンとくるんやないかという気がするんです。

会長 いや、違うんです。「内部通報」じゃないんです。公益のためにや

るわけですから、内部とは限りません。

委員 公務員の守秘義務との兼ねあわせと、良心の問題ですね、これを知ってて言う、伝えるとか伝えないとかは、その人の心の問題ですよ。

会長 それはね、行政経営学でも非常にずっと長い間続いているね、一つの大きな課題なんです。で、どちらの価値規範に忠実に従うか。例えば日本国憲法の価値秩序と、自分とこの組織の価値秩序とどっち優先するのかという憲法ですよ。で、条例の価値秩序に対して法律の価値秩序だと法律と、そういうのがありますね。だからより大きな市民の利益につながることであるけれども自分の組織内部には打撃が被るでということです。そろそろまとめにかからないとダメですね。

委員 もう同じような議論ばかりで、まっ一言、言わせてもらおうと、人によって判断基準がみんな違うし、通報しても良いものなのかどうか判断を要するところがあると思うんで、それは人の良識的な問題と、一般的な運用の仕方と2つあると思います。だから告訴して、逆に告訴されたりね、そういうこともあるんで、かなり表裏一体のような感じですけども、慎重に取り扱わないとずっと簡単に決める問題ではないので、組織作りをきちっとして、その中で議論をしていく必要があると思うので、ちょっと先に進んでもらって、後でまた戻ったらどうですか？

委員 いや、これはね、やっぱり議論していかないと行けない問題だと思います。議論が出たからいいですけど、今は秘書人事課でということですが、こんなの全然、体制じゃない。職員が人事権を持っているところに対して、誰が行くかいなど、だからこの窓口というのは非常に重要な側面を持っている。窓口で中立的な立場の人間をおいておかんことには誰も内部告発なんて、したら自分の損になりますからね。だからここに入れておくべきことは、その窓口を中立的な意味のある権力者の圧力に屈しないようなものにするという縛りのあるような文言を入れておいたらと思います。

会長 それは私は必要ないと思います。第三者機関的に設けなければ体制にはなりません。体制というのはね、市長部局の人事課に言いに行く

という体制では絶対にはないです。だからここで言うている体制とは、第3者機関にならざるを得ないんです。

委員　そういう風には読めませんよ、これ。

会長　いや、ちゃいますねん。ここで言うてる体制というのは、英語で言うシステムです。例えば職員が市長を告発しようとした場合に、市長部局に届けるなんてことはありません。だから当然、これは第3者機関つくらなあかんわけです。で、ひょっとしたら、ここには弁護士も入らなあかんかもしれない。で、経理関係の問題も絡むので公認会計士にも入ってもらわなあかんかもしれない。そのぐらいの体制をつくらなあかんというのが1つと、これは常識だということ、公益通報の。それから2つ目に、職員の身分保障に関しては、先ほどお話しをしていたような暴力の問題からいろいろありますけど、それ全部、「不利益を受けることがない」に含まれます。全て不利益なんですよ。それも全部、保護するという措置をうたねばならん、通報した者が誰なのか一切秘密としてですね、保護されるんです。だから守秘義務を持つのは通報を受けた側なんですよ、この場合。だからそのぐらい、はっきりした前例も、仕組みとしての形というのは一般化しつつありますから公益通報と書いてあるだけで、もうその仕組みつくらないとあかんねんなあと、これはもう収まっていくわけですよ。

委員　この表現で今、会長が言ったことができあがるということですか？

会長　当然のことです。

委員　そしたらこれB案の方が良いんですか？

会長　そうですね。B案の方が良いと思いますね。

委員　B案で名張市の条例のこと混ぜて、ちょっと中をとって「法令遵守と公益通報」という文言がなかったらダメですよ。

会長　別にそれは構わないと思いますね。

副会長 名張市で取り上げてるのは「違法」だけじゃなくて「公益の損失」とあるから、その場合も通報しないといけない。で郡山の場合は、B案は「違法」だけだからね。それでいいのかなという議論はある。

会長 だから「違法行為または公益の損失を防止するため」まで広げるかどうかというのが、むしろ論点でないのかと副会長が言っているわけです。

委員 倫理という角度で取り扱おうと非常にその微妙な関係が出てくるんですけども、例えばアメリカやったら、イシスオフィサーを置いておけば刑を軽くしてやるとかね、あんなテクニックを使ってまでやらなあかん。いろんな疑問が出てきますので、ちょっとこの辺でこの議論を収めた方がええのかなと思いますけど。

会長 あの、これはここで議論していたら、もうあと10条くらい作らなあかんと思います。だからここは「前2項に関することは、別に定める」で、公益通報条例を作る時に、その要素をこの会議録を基に盛り込んでくださいよと申し送りをした方が委員会としてはフリーハンドを握っていて楽ちんですか？

委員 ほな、B案でいきましょうか。

委員 わかりました。

会長 それではB案ということで。
では引き継がせていただきます。副会長すいませんでした。

委員 あの、「市民全体の利益」というものを文章の中に入れておいた方がいいんじゃないですか？。

会長 「市民全体の利益」というのは「公益」のことですよ。

委員 明らかに法令に違反しているものならいいんですけど、微妙なやつもあると思うんです。

委員 いや、別に定めるやから心配せんでも。別に定めるでいきまひよ。今日のところは。

会長 入れるなら伊賀市か名張市かどっちかですね。

委員 例えば例としてね、矢田の街路樹で、今バサッと街路樹が切られているんです。それで切らないようにという運動をしているわけなんです。あそこを見た場合に、人が住む前から街路樹はあったわけですね。で、外からやってきて住んだ人が落ち葉が邪魔だからということで、市が切っちゃうわけですね。本来はもうそこにあったもので綺麗な並木道になるべきものが、そういうことで切られちゃう。

委員 ちょっと先、進みませんか。

委員 そういう風に公共、要するに「市民全体の利益」という、そういうのがね、非常に重要なんですよ。

会長 あのね、ちょっと「市民全体の利益」を、私は今、入れるのは反対です。なぜかという、例えば少数者の権利保護とか、そういうことに関するコンセンサスがまだ大和郡山できていないと思うんで、そうすると在住外国人の人権の話をした時に「市民全体の利益」でないと一般大衆世論が押し切ってしまう可能性があるんですよ。そうすると「全体の利益」とは何かという、とんでもない論争に入っていくなあかんわけです。だけど人権侵害のね、ハイリスクグループっていうのは全部、少数者なんです。それからある特定地域に対して投資する行為が「市民全体の利益」になるんかという、どのよううまく説明できるかというのは行政当局も難しいんですよ。だからこの「全体の利益」「市民全体の利益」というのは分かり易いんだけど、その議論をここでやるかということですよ。だからそれは公益通報制度のところ議論するというよりも、もっと市民社会の中でね、広く議論してもらいたい話で、今ここで決着をつけるかという、ちょっとね逆に議論をよぶような気がします。ということは、一部の不正行為があっても市民全体の不利益にならへんということで押さえ込まれる可能性がある。違法行為なら絶対にダメですけど。違法行為とは言えないような、不公平行為ですね。これ一部の市民の利益になってい

る、だけど多数の市民の不利益になっていないという微妙なところも出てきたりしますよね。だから敢えて言うのならば、名張市みたいに「公益の損失を防止するため」というのが精一杯ちゃいますかね。だから公益とは何かということをもっともっと深めていかないと、ちょっとその辺の議論は今ここでやっていくと決着つかへん気しますわ。

委員 だから、もう進めましょうよ。それを頭に置きながら、最後にもう一度みるということで進めましょう。そうじゃないと終わらへん。

会長 はい。じゃあ、ここんところだけB案ということで一応、「公益の損失を防止するため」を入れるかどうか()にしておいてください。
それでは第25条に行きましょう。ご意見、賜りたいと思います。

委員 僕はB案に賛成なんですけども、これは市だけでできる問題じゃなく国も絡んでくる話もいろいろありますから、市の者だけでやることをまず整理する必要があるということと、そして国からの供給体制をどうするかということで、文言としてはこれで良いと思います。ただ、国のやること、地方のやることだけは整理しておくことが大事だと思います。

委員 ちょっとお聞きしたいんですが、僕もB案で良いと思っているんですけども、B案の、まっこれでね、いいとして、例えばこの間の兵庫県の佐用町でようけ死んでますわな。あれ、この前もちょっと言うたんやけど、災害時要援護者支援とかいう条例を郡山市で作ってほしいと、僕は願っているんですけども、これこの文言だけで、そういう条例を作ってくれはりますの？

会長 これはね、危機管理規則は少なくとも作らなあかんことになると思うんですよ。条例にするかどうかはちょっとここではまだ保留になってますけどね。

委員 大和郡山市も今、現実に市民安全課ってありますな。あるけれども現実にこの例えば、災害時要援護者や今やっているインフルエンザの件もそうですけど、全然動いてませんよね。担当課に行ったかて、「いや、分かってますねん」と言いはるだけで、昨日聞いたら「資料集め

てますねん」と言われ、「資料って何の資料集めてますの？あんだ4月から課長になって、今もう9月やけど、まだ集めてんのかいな」と言うので「そうですねん」と言うてはるからね。まあ、ゆっくりでいつになるのかなあという感じでね、だからこちら辺に何かこう是非そういう条例を作れとかいう文言を入れられないかと思ってね。B案ぐらいにね。

会 長 条例を作るとするならば、さっきの条文をね、ここにも入れることはできますよね。例えば「前2項に関することは別に定める」とかね。ここで入れたら、きっと条例を作れよということになりますわな。どうですか、今、役所の中は。

事務局 危機管理の全般的なことになるんですけど、例えば従来からある「防災計画」「防災会議」「水防計画」「水防会議」、で最近できた「国民保護条例」「国民保護協議会」、で最近では市の方で「新型インフルエンザ対策会議」、それから「総合病院の移転廃止を防ぐための会議」を作ってます。だから、ここまでやっていて、なおかつ、「どんな条例を？」ということになるのか、反対に私達は疑問というか。

会 長 逆にたくさんあるわけね？

事務局 そうなんです。

委 員 今、いろんなものがいろんな所で縦割りであると思うんです。それをまとめて、もう一度見直すということが大事やから、その議論の方が先で、もうこのB案で僕は、危機管理の体制をしっかりと見直しということなんだから、それ以上のことは書かれへんのちゃいまっか？

会 長 「機動的な」というのが入ってますからね。「総合的かつ機動的な危機管理体制」やから、「今のは総合的な体制になってない、機動的にでもない」という批判があるわけやから、これに向けた改善・見直しというのは要求されるということになりますね。そういうことですね？

事務局 そうです。

委員 ほな今、例えばインフルエンザありますわな、市民に対して、「つながり」やら何やら載ったことあらへんしやな。

事務局 もう載せる予定しています。

委員 今、危機管理の責任部署はどこなんですか？

事務局 一番大枠でいくと市民安全課。

委員 そこが今、それだけの能力を持っているんですか？

事務局 それは話がちょっと違うと思います。

委員 先日、危機管理のことで担当課と話をしたんですが、例えば市と教育委員会でうまいこと連絡が取れていなかったら、いくらこれがあってもあかんのと違うかなと思いますね。学校が避難施設になっているわけですが、南京錠で閉まっているから開けようがないですわな。逃げようがない。

事務局 それはね。ちゃんと計画の中で規定があって、例えば警報が出て、状況を聞いて災対体制ができた段階で、全ての施設の管理者が出てきますので、その時点で市民が避難しようという前に管理者が来てみな開けますので、それはたまたま今は何もないので閉まっていて、安全の問題もあるかもしれませんが、ただそういう非常時になれば、そういう風な動きをなささいという計画が今さっき言いましたように「防災計画」「水防計画」ありますので、そこは心配なさないでええと思います。

委員 そしたらあれですか。南海地震でマグニチュード8来た時も、市の市庁にどっかの神様がやな「8来ますから北小学校の門を開けてください」って通報あるんですか？

事務局 それはまた違う話でしょ。ちゃんとした計画の中で、例えば4が来たり6が来たら、どういう状況になったらどうしようという計画はあるということです。それを超した8が来て、みんなばーんってつ

ぶれているときに、どこ開けましょうという話にはならない。ただ、そういう段階、段階のものを計画する。

委員　　すいません。こういう仕組みになってるんです。あれね、開設するまでは普通の施設なんです。で開設したら、やっと避難施設なんです。そういう仕組みになっているんです。分かります？地震が来て、準備ができて「今から開設します」と言うて、やっと避難施設なんです。すぐにはならない。

委員　　ほな、地震ゆって避難しますわな、ほんで小学校行きますわな。ほんだら、行ったらカギ閉まってる。カギの管理者の家がひっくり返って、挟まれて行けへんと、でもこの人カギ持ってんねんと。ほな、永遠にずっと待ちますのか、ワシ。

事務局　　それは話が全然違う話。

会長　　ちょっと話の次元が飛んでる。あのね、その疑問に答えようと思ったら行政にばかりに要求してもダメですよ。地域の自治システムがね、カギを預かって

委員　　会長、僕が言うのはね、危機管理のここね、条例を作ればね、今、市長がよう言うてる「自助・共助・公助」ということで、僕らも関与できるやないの、僕それを言いたいんよ。

会長　　だからここですやんか。「市民との連携・協力を図らねばならない」ですから、この条文を受けて、例えば自治会とか、あるいは住民自治協議会とかにカギの管理をお預けすると、複数のカギをね、で、いざいう時は「あなたが開けてくださいよ」と、その瞬間に避難施設になるんですよという取り決めを結んでおけばええことですやんか。そういう意味では住民の自治力をもっと強めていけば、その形は解決すると僕は思う。

委員　　ほなそれ、ここで書いておいたら、そんで前へ進むわけや。

会長　　そりゃ、当然そうなる。

事務局　　ここの書き方で十分そうなります。

会　　長　　「市民との連携・協力」やからね。

委　　員　　この条文に今のことをいろいろと書けないから、この条文で良いんじゃないですか。

委　　員　　あの僕が言いたかったのはね、この市の執行機関に「入っているんでしょうか」と聞いたら、それがね、こっちに聞いたら「いや、知りませんで」と、こっちは勝手にやっとするわけですよ。それやったら僕はこの辺もね、今言ってたように、「この段階ではこうだ」ということは知っとるんですわ。だけど地域の住民は何も知らないわけですわな。これでは統制がとれませんわな。地域の防災の役員は「え～、これ何や」という話になっとるんですよ。

事務局　　ですから、この条例ができてこの項目ができた段階で、例えば市民安全課長が、もしくはその担当が自治会なり団体に行ってそういう話をしていこうという動きになると、そうしたら今まで私が言うた計画が、ただ単に行政側で持っていた計画やったかもしれないけれども、それが各自治会・各団体のところでみんな浸透していくような動きをせえと、もっと今以上に活動せいと、危機管理を市民と協力せいとということになると。

委　　員　　私も B 案でだいたい良いんじゃないかと思ってるんですけども、ただこれ、地震なんかいつ起こるか分からない状況で、南海地震とかね、インフルエンザは新しいタイプが出て、非常に緊急性を帯びていると思うんです。で、もう少し早く、もちろん条例が議会をとおって施行されるということが前提なんですけれども、それと同時にすぐにでもやり始めなあかんという担保する内容を入れた方が良いと思います。

会　　長　　それはちょっと条例には書けませんな。会議録としてこっちに通告することになります。

副会長　　議論がそこまでいっているのは上越市の第 3 項やね。

委員 しつこいようやけども僕、これ B 案でよろしいやん。今日これで済みますやん。こういう話があってんいうてやね、事務局の方から、その明日やったら明日やな、その担当課行ってやな、こういう話して、実は委員みんな心配しとるねん。インフルエンザにしても地震にしてもね、その水害のことについても、えらいケツ叩かれてんとお前悪いけどやな、もうちょっと前へ転がしてくれへんかと、資料集めてることやなしに、具体的に審議会作るなりやな、なんかそういうこと前行かへんかという風には言うてもらえまへんの？

事務局 そりゃ言えとおっしゃるなら伝えておきます、それは。

委員 ああ、そうですか。ほな明日ちょっと言うてよ。

委員 それは市長から言わした方が良いんちゃう？

委員 それはちょっとこの場の議論と違うんで、次、進みましょうよ。

委員 いや、みんな不安がってはる、ホンマのそこはね。ほな、言うていただくということで。

委員 それでちょっと

委員 まだかいな。

委員 1つ念押しで確認したいのは、こういう条例なり作るというのが、担保されている。そこで今いろいろ言われた諸課題が担保されているということですが、それ作る時にこういう話が出たよいうことを伝えてもらえるだろうと思うんだけど、その辺の不安も我々の中にはありますよと、だからきちっとね、やっぱり伝わるように心してほしいという、敢えて。

委員 いや、だからそのために議事録があるんじゃないですか。議事録を読むか読まないかは別として、それは読んでもらうようにしていかないとダメだけど、そのために僕が最初に言うたように「議事録いうのは大変なものですよ」と、そういうことで言ったわけ。

委員 それで良いんです。

会長 では、よろしいですか、B案ということで。

委員 あの、B案はですね、「危機管理体制を強化するために」とありますが改めて「強化する」という言葉を入れなくていいんじゃないかと思うんです。要するにその前の部分を受けて「総合的かつ機動的な」がありますので、ということは、例えば最近あちこちで地震が起きてますよね。そうするとこの地震対策をしようといっているいろいろされるわけですが、だけど歴史から見たら地震は起こってるんですよ。強化するということまでやらなくても、例えば雨が1時間に何十mmという雨が降ってますけどね、そうすると設計雨量より多いんですよ、そういう問題がものすごく問題になっている。だから「強化する」なんて総合的な考えでもってやらんといかんですね。

会長 う～ん、これは三鷹市のを参考にしてるんですよ。だから三鷹市のような体制強化という言葉がちょっといらんというならば、「市は前項の危機管理を徹底するため」とか「危機管理の実行を担保するため」とか、そういうふうに変えれば済む話じゃないですかね。「体制」というのは「行政内部の体制」ですよ？だから、「市は前項の危機管理を」

委員 今、かなり整備されているわけですか？そうか整備を強化。

会長 だから現行より強化ということになるんですよ。

委員 強化の方が市民には分かり易いよ、言葉として。

会長 はい。分かりました。それではもう一度、改めてお聞きしますが、B案このままでいきますということですね？よろしいですか？

異議なし
もっとも、ここの議論を踏まえすと「市民安全課」のような課単位では無理ですね。危機管理監というか、部長級を設けて、第1段階で陣頭指揮にあたる。で第2段階では市長が本部長になって災害対策本部に切りかわるとか、そういう風にちょっと位を上げんとあかんのち

やうかな。堺市なんかは局長級ですわね、危機管理監、部下5人ほど抱えて。

委員 だいたい奈良県は部長でしょ、危機管理監。

会長 だいたい部長級か局長級ですね。

委員 郡山、遅れてまんねん。言い過ぎかな。

会長 課長級では、他の課長と同等やから指揮できない。

委員 いや、立派な人来てはりますねんで。しかし、まとめるのはやっぱり今言うてはる局長とか部長が来んとね、いかへんと思うわ。

会長 では、その辺の意見・要望が出ていたとしておいてください。

それでは第26条に参ります。A案とB案の違いは、「誰もが安心して、こころ豊かに暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け」というのが入るか入らへんかだけです。これについて何かご意見ございませんでしょうか？

委員 私はこの「コミュニティ活動」のところを、今までの論議の内容を踏まえて見直していかなあかん点が2点ほどあるんじゃないかと思います。1つは、「コミュニティ」というもののね理解というか、これがね今までの論議を踏まえても、こうされてないと思うんです。で、前に第18回会議録でですね、会長がおっしゃったように「コミュニティは共同体」だと、それから「NPOやボランティア集団はアソシエーション」なんだということで、それらは全く違うということで、実際に両者を合わすんじゃないしに、合わせれば市民公益活動、または各団体の中に両方含むんだと、そういう風にすれば「コミュニティ」を削ってですね、そして「市民公益活動」という風な形にする。それからこれまでずっと見てきますと、両者を含んでコミュニティと、特にあの、例えば郡山市の場合でも第1次素案でですね、説明文の所に、たたき台ですね、あの所には、この2つをアソシエーション活動と、それからコミュニティ活動を、これ一本にして、2つに分けて、これ

を全体としてコミュニティだという風な形だったと思うんです。それから他の自治体の基本条例を見てもですね、例えば岸和田市だとか上越市を見てもコミュニティという表現がですね、両者を含めて大きくまとめるんじゃないかと、で、その方がやっぱり、いわゆる市民全体のね、いわゆる組織的な活動あるいは目的みたいな、で結ばれている団体がですね、それぞれ成果は違いますけど全体として力を合わせて地域づくりにかかっているんだという前提は、厳密に分けずに大きくねコミュニティが使われているんじゃないかと思うんですが、それをどうするかということなんです。それからもう1つはですね、地域コミュニティを進めるための地域コミュニティづくりが目的とされているわけですけど、それをじゃあ進めるための組織作りですね、これをどこの地域でもコミュニティをしていく場合に、地域協議会とか地区協議会というものを定義してるわけですね。これは従来の自治会だとか、そういうものを大きく超えた組織になって、NPO だとかそういうのを全部ひっくるめて地域のものを作っていくかなあかん、で郡山市の場合、そこまでの準備があるのかどうか、そういう定義がこの条例の中にないと、そうするとそういう組織コミュニティを推進、コミュニティを作っていくんだということを保障する、そういう協議会とか作るというね、定義がないだけでコミュニティの問題の定義がなされているわけですけど、それで良いのかという疑問があるわけで、今の郡山市にそれだけの準備がある、あるいは我々の中にそういう決意があるかないかは別として、やはりコミュニティを推進するんだと、それが本当に良いまちをつくっていくための基礎だということであればですね、やはりそれをちゃんと進めるための地区協議会だとかね、そういったものをこの機会に定義しておかないと不十分ではないかと思えます。

会 長 今のご質問ですが大変、大事なところを指してまして、ここで言うてるのは市民の公益活動は大きく分けて2つあるんじゃないかと。1つはボランティア、市民が集まって作る例えば障がい児者を守る市民の会とか支える市民の会とかありますよね。そういう課題別の住民団体の結集もありますし、そうじゃなくて、何でもやりますよと、全ての課題がここではみんなの課題なんだからという自治会・町内会をコアとした地域別・地縁別のコミュニティ系の活動と2つあって、その2つのうち、前の話にてていたNPO系のアソシエーション型がとんで

るんじゃないかというご指摘があったんです。その記述が抜けとらへんかと、で解釈上、コミュニティ活動の中にアソシエーション型も含めるといふ風に理解した方が良いのかということが今、ご提議ありました。もう1つは、コミュニティについても自治会・町内会が頑張ってくれてることは分かるけども、それだけではちょっとやっぱり、漏れていく課題もいっぱいありますね。だからたくさん団体が作られてますよね。防災もあれば福祉もあれば教育もあれば、もうそれがぎょうさんできすぎると、それを1つの小学校区単位ぐらいでね、総合型住民自治協議会という形で、きちっと条例で担保するような住民自治協議組織みたいなものをつくるべきであるということまで、ここでちゃんとライセンスを与えるべきなのではないかと、こういう2つの論点を今、お出しいただきました。なので、ちょっと行政側にもこれ確認した方が良いかと思うんですけど、市民公益活動やNPO活動支援みたいな話は今のところ制度としてはないんですよね？

事務局 ないですね。

会長 そこまでここで踏み込みますか？どうしますか？というご提議なんですけど。行政側としてはもし踏み込んだ場合、どこが担当なるんやるかという問題もありますね。奈良市はNPO支援の条例できましたやんか。奈良県もできましたね。生駒もできてます。ほな郡山、なしでええんかいな。行政判断ですね。もしやるとするならばね、これは持ち帰って検討してもらったらいいいんですが、やるとするならば第26条と第27条の間にね、もう1つ条文を起こす必要がある。これは他市の条例から引っ張って来てもええと思います。「市民公益活動」、で、こっちの方は「地域コミュニティ活動」と分けたらええと思う。こっちは地縁型・社会づくりですよと、あっちは課題別・解決型ですよ。そういうことでいっぺん検討してもらえます？次回、行政側から意見をいただきたいと思います。それからもう1つ聞きたいんですが、大和郡山市内にそんなにたくさんのNPOありますか？

委員 ありますね。10くらい。

会長 法人格もってるやつが？

委員 はい。

委員 福祉関係や景観保護・保全など、いろんなんがあつてね、だけど福祉の方が主にコミュニティを現してるんでしょけどね、だから逆に今、言っていたように2つに分けて議論ということでしたが、それが何に通じるか言うと、物資とかね、そういうものを調達する整備等に関わってくるんです。だから今、福祉の設備を、いろいろと例えば風呂やらあるでしょうけど、実際これ NPO も入るとしたら、市全体でそういう総括の機材とかいろいろな設備が絡んでくるんで、それも踏まえて議論してもらいたいです。

委員 題が「地域コミュニティ活動の推進」となってますでしょ、これたくさんあるから、いっぺん整理するという意味で「地域コミュニティ活動の再生」かなんか名前変えてもらったら、そんなんあきませんか？ それ意味が違いますの？

会長 「再生」となると今現在、死んだらということになりますね。

委員 死んだらみたいなもんやけど。それとね、先ほど言われてたように僕も会長の話そのとおりやと思うけど、この A 案の第 2 項に「適切な支援を講じなければならない」というところにね、まっもう一つ 3 項を付けてもええし、ここの文言をね、例えば「コミュニティ計画への支援条例を作らなければならない」というようにぼーんっと入れておいてもうたらね、そしたらその前へぼーんっと一歩ね、踏み出すんやないかと思うんで、そこでその今いろいろ言うてはるように今までいろいろな行政が補助金いろいろ出してますけど、いろいろの補助金の見直しもできるしね、すればね、と思いますねんけどね。これアイデアサポートなんかも 1 つやわな？ こんなかの 1 つですわな？ やってることは、例えば。そういうことですわな。いっぺん見直して

会長 だから広義に解釈すると、この第 2 項で、今さっき僕が言うた NPO も含まれてまんねんという言い方もあるわけですよ。

委員 だから僕は今言うたように、その両方を含める意味でコミュニティ計画の支援条例を作るべきと、こう一語ここに入れておいたらね、も

うかちっとはまるか枠にはめるからね、否応なしにこれ市長作らなあきません。

会 長 それね、次の「参画と協働」にも関係するんですね。だから奈良市の「参画協働推進条例」ではそういうコミュニティ活動もNPO活動もパートナーシップ結ぶ相手方ですよと、それに対する支援もしなくてはなりませんよと、ちゃんと踏み込んでいるんですよ。だから「条例で定めなければならない」とここで一発いれてしまつたら、コミュニティ活動とか市民公益NPO活動の支援条例として単独で作らなあかんことになるんですね。ちょっと小さいなあ。

委 員 私は第2項ですね、これら全てをコミュニティと呼ぶのではなくて、それをさらに促進するために市の行政の義務として人材育成や物資及び情報の提供その他のものやっけていくんだと、こういうことが決められているわけですね、第2項はね。で第1項は、コミュニティそのものの推進ということで、ここでコミュニティは何かということで、今、会長が言われましたけど全体で取り組まれる論議の中では、コミュニティというものの認識は統一されていないのではないかと。確かに言われたように自治サイドとかね、それから町内会と、それからもう1つはNPOですね、福祉とそういういろんな形でのいわゆる目的を持って人が集まっている組織とこういうのをひっくるめて私はまちづくりというものはね、協力・協働の中でね発展できる、のびるということで、ここではコミュニティという言葉を使っているんですけどね、で前に会長が言われた時には、コミュニティとアソシエーションですか、これを区別しなあかんということで全く違うものであると言われたと思うんですよ。だからそういう問題についてもっと論議しましょうと。いったままになっているわけですよ。だからその辺の、私はまちづくりからいくとですね、コミュニティをもっと幅広く両方ひっくるめた形でぼやっとアバウトな形でね、私は厳密な、その解釈じゃなくてですねいいんじゃないかと思ってるんですけども、その辺の理解がもう少しきちっとしておかないと、私は今後ねいろんな面で行政がコミュニティを補助している場合でも曖昧な点がでてくる可能性がありますけど、そこはきちっとしておいた方が良くと思います。

会 長 はい、ちょっと整理しますね。1つはね、この第26条の中に一般的なNPO型のボランティア市民あるいはアソシエーション型市民公益活動も26条の本条文の中に並べて書いてしまう。だから並列するわけですね。「持続可能な地域社会の実現に向け、コミュニティづくり及びその他の市民公益活動（以下、「市民公益活動」という。）」というように変えてしまって、上のタイトル「地域コミュニティ活動の推進」も「市民公益活動の推進」に変えてしまいましょ。コミュニティにはやっぱり「地域協働社会」というのがはっきり定義されているから、そりゃしといた方が良いでしょう。で2項以下にですね、「市民の自発的かつ自主的に行える市民公益活動を尊重すると共に」に変えてしまいましょ。で第3項で「地域コミュニティ活動に関しては住民自治協議会を結成することができる」とか、そこまで起こすかという判断を加える。だから住民自治協議会というのは従来の自治会・町内会そのままではないですよ。あのみんなが集まって大連合の協議体をつくって、条例で担保された組織を作ったら公共的支援を受けられますよというくらいに格上げするかですね。これは副会長も詳しいと思うんですけど、憲法上、自治会への加入は強制できないんですね、最高裁判決も出てますから。だからちょっと別の組織にしないと。

委 員 あの、ちょっと聞きたいんですけど、コミュニティには総合的なということで判断してね、これを多目的活動と置き換えたらあきませんか？

会 長 多目的活動。

委 員 コミュニティというのはどうも、福祉のような感じがするので、よく今どこでも多目的な運動というので使われているんですね。別に英語を使わなくても、多目的でいいのでは、コミュニティにこだわらないといけないのか。

会 長 コミュニティという言葉を使わないのであれば、地域社会ですよ。

委 員 私も横文字を使うんじゃなしに、一般市民が理解しやすい言葉に変えた方がいいと思います。定義も含めて再検討すべきだと思います。

会 長 第2条でコミュニティは、もうはずしています。コミュニティの定義は入れてません。

委 員 でしたら、新しい定義を確立しないとダメですよな。

会 長 だから「地域共同社会」とかというのが一番、正確やと思うんですけどね。地域社会だけではあかんわけで、地域の共同性をみんなが守っている社会やから「地域共同社会」やなあ。それとNPOは「個人市民結集型の市民公益活動団体」やから、それ2つを一緒にここで並列してやった方が良いんかもしれない。他の条文にするより。

委 員 今までの話の中で大事なものは、コミュニティ活動を推進する団体というんですか、組織とかね、これの定義というんですか、これつうさんするということも1つの方法でしょうし、ましてや向こうに適切な支援というものが絡んできますよな。で今は一般的にあるのは、郡山市の場合には自治会ですね、自治会に対して市の方から支援してますね、それから社会福祉協議会、いわゆる社会福祉の関係も補助してますね、で、まあ NPO については今のところ郡山市の場合はあまり、まあ自立していない、若干あるかもしれませんが。

会 長 あの、自治会に支援すること自体は違法ではないと思うんですけど、自治会に加入してへん人の不公平感とか、そういうところからね、ほころびが生じる可能性は高いんです、これ任意の団体ですから。ただ、相対的に公共性が高いというのは、自治法の世界でも認められている準公共的団体という位置づけはあるんです。

委 員 今、自治会の加入率85%くらいですか？郡山市は。

会 長 だんだん落ちてるんですね。そうすると残りの15%の人が地域の中で漏れていると、これもちゃんと拾い上げなあかんとなれば、方法としてね、伊賀市と名張市のやり方を言いますよ。その地域に居住している住民は全員が構成員ですという「住民自治協議会」を作るわけです。で、その「住民自治協議会」の総会に出ることもできます。で、別に「嫌や」言うて出んことも結構ですと、で、執行部である理事会に参画することもできるし、参画せん自由もありますと、でもそこで

決まったことは公金の支出される公共事業もやりますよ、いろいろな市との契約事業もやりますよという風にね、一定の権限・権能も与えられるわけですよ。だから言うてみたら市の中にもう1つ「小さな町・村」を作るのとあまり変わらないくらいの権限・権能を与えているんです。それが伊賀市、名張市の住民自治協議会・地域づくり委員会です。そこまで作る気があるかということです。ところが自治会・町内会の結集率が99とか100やったら改めてそれを作る必然性も、またないんですよ。だからそれをどう判断するか。今のまま、箱本制度のね、住民団体がしっかり頑張ってくれはるんやったら、そこを中核とした、もっと良い方法を考えたら良いやろし、だから敢えてここでコミュニティ活動ということで、何とでもとれるようになっていくというのが私は大和市もそうだし宮古市もそうだと、そう理解してるんですわ。だから名張市でも伊賀市でもコミュニティという言葉を使わずに住民自治協議会とはっきり銘打ってます。そこまで踏み込むかどうかですね。

委員　もし踏み込んだら、組織と他のやつをみていかなあかんから、そこらがどうとらえられるかが市の施策の話になりますね。

委員　会長がおっしゃったのは、それは今まできたその地域の伝統とか風土とかそういうのが色濃くここに出てこざるを得ないわけですね。これは積み上げですから。右向け右で見るわけじゃない。ただし、そのまゝ市長さんがどういう将来ビジョンを地域に求めてですね、それをまた市民がどうバックアップするかみたいなことは無茶苦茶、関連するものでして、さっきおっしゃった協働に関連するものですから、これからの行政というか、まゝできるだけその協働を作ろうと思ったら、こういう組織がないとなかなか効果的な作業がしにくいというのがでてくると思うんですね。それをどこまで踏み込んでいくのが妥当なのかという感じなんですけど、どう理解したらいいんでしょうか？

副会長　そういう点では、会長がおっしゃったけど、第1項の中にね、自治会・町内会の地域共同体とNPO的な課題別で集まった人たちの両方を含んでるんだよという定義ね、ただその先の住民自治協議会までは議論いかないと思うんですね。ただこういう形で2つあるよというのは入れておかないと、ずっと見えてこないと思うんですよ。

会 長　そうですね。もっとも、この第2項の書き方であっても大和郡山市の進化・発展と共に、弾力的にコミュニティ支援の政策をうてるというニュアンスになってますわ。だから自治会・町内会の支援がコミュニティ政策ですよということもOKだし、いや違うねん、もうちょっと大きく住民自治協議会にもっていき、ワシら政策をもっと深めて行きたいねんといった場合にもこれ使えるわけですわ。だからこれはわりと、弾力的に使える条項ですね。で今おっしゃってる話のもう1つは、いわゆる個人市民結集型の課題別のNPO型の公益活動も支援しますよとって、ここに入れておいた方がええという話ですよ。だからそれを分別するために「地域共同社会」とかそういう言葉でコミュニティを説明し、課題別の市民公益活動をどっかで説明するということが必要ではないかということ副会長はおっしゃったわけですね。今日の議論を踏まえて、NPO型とコミュニティ型と両方、並列して並べるようにして、第2項はコミュニティ活動というより「市民公益活動を尊重する」と切り替えて、第1項をちょっと書き直して、次回に提案してもらえませんか？大和郡山市は結構、箱本制度がしっかりして旧の街道筋とかがものすごくしっかりしたものがありますよね。かというて、いずれ高齢化と共にだんだんしんどなってくる可能性は何年か先にやってくる。また新しく新住宅のところはもっとニュータイプの自治会ができています。なので一筋縄ではいかんまちですね、ここ。そこをあんまり決めてしまうと、あと祟ると思うんですね。ですから柔らかく「市は適切な支援を講じなければならない」で「適切な」というところで止めておいた方がいいんじゃないかという気がしてなりません。

委 員　「活動を推進するための適切な支援」という風な書き方をしてますけども、それやっぱり「積極的な」にした方がよろしいんじゃないかと。その辺の違いというのは、「積極的」というのは市としてある程度の政策を持ってやるぐらいにやらないといけないんじゃないかという考え方。で、その背景はということではですね、あの結局、日本の社会というのは昔は家でしてたんですね、それが今、個人になったんですね。で個人になったから、こういう役割を全部、市が担っているんですね。で、そうじゃなくやっぱ、その中間的にね地域なり、そういう地域のボランティアが支えるように、そういう風な仕組みに作っていかないといけないと思うんですね。で、そういうためにやっぱただ

単に「適切な支援」でなく、そういう政策を市として持ってつくっていかなくっちゃいけないんじゃないかと、そういうことで「積極的」というような言葉にした方がよろしい。

会 長 自治基本条例で「積極的な」というのは滅多に出てきませんね。それは姿勢を現すものですから、条例で言うべきことではないと思うんですね。「適切な」というのがものすごく使いやすいんじゃないでしょうか？例えば「積極的な支援を講じなければならない」やった時に、もっと自治会に補助金をくれるのかい？と、社会福祉協議会の助成金を今よりもっと増やしてくれるのかい？ということになってしまって既得権の見直しという話も片方であるわけで、補助体制の洗い直しということもあるわけでしょう。そういうこともひっくるめて「適切な」という言葉で今まとめといた方が良くないんじゃないでしょうかね。

委 員 私、700世帯の自治会長をしてますけど支援をしてもらっているという意識はありませんね。自分たちは自分たちでやっている感じで、それは何か補助金とか委託料として出てまして、はっきり言うて下請けをしていることに対しての報賞金のような意味が強いんです。それから「住民自治協議会」ですか、名前と言うのはたやすいですけど、一筋縄ではいかないとおっしゃったように、私は新興住宅ですけど隣接に旧村がありまして、そこと融和をしているんな水路のこととかもありますのでね、うまく円満に付き合っていくという難しさは十分に分かってますね。口で言うのは、たやすいです。それから社会福祉協議会でも私は副会長ですけど充て職です。それに適切な人が選任されているならば、それが住民自治協議会の代わりを成すのではと思ってます。ですけども何かの団体の何かをしている人が横滑りで来ているというのが郡山の実状ではないでしょうか。やっぱりそれを忘れたらあかんと思います。文章で書くにしたって実際、難しいです。

会 長 なので、「適切な支援」でまとめといた方が良くということですね？

委 員 「適切な」やったら一番、融通があって、どのようにでも運営していけるんじゃないかと思えます。

会 長 あの、郡山の新しい地域共同社会のリニューアルというかりバイバ

ルというか、再創造していくための時期というのはもう近いと思うんですけど、今ここでいきなり議論しても、とても我々の力では及ばない奥の深い、伝統的な話もあるだろうし、入合権（いりあいけん）の問題も出てきます。水利権とか、他にもいっぱい出てきますよね。自治会さんが強いところ、例えばPTAまで参加してるところもあるわけで、老人会・婦人会も老人部・婦人部と分けてもってる所もあるんですけど、中には分けているところもある。もう千差万別ですよ。だからそういうところをどうしていくかというのは、別途の大きな政策課題になってくると思います。今ここで議論して、その行く末を「協議会作りなさい」と決めつけるのも、ちょっと僭越でしょうね。だから別途これは展開しやすい条文にしといた方が良いというような気がするんです。今のような意見を踏まえて、もう一度、第26条は提案してもらおうと思います。

委員 第1項で「市民は～努めなければならない」というところですけども、郡山市に生まれたがためにですね、お前たちはコミュニティづくりに積極的に参画して課題を共有して、解決していかなあかんぞと、こういう風に市民自体を締め付けるような言い方、これはふさわしくないな。議会や行政組織には「努めなければならない」はいいんじゃないですか。生まれた赤ちゃんから、お前ら努めなあかんぞという文言はいかがかなと。

会長 それはもう第6条でも「努めなければならない」と出てますし、いっぱい出てますよ。

委員 しかし、出ているからと言ってですね、市民の中にはやりたくもない人もいるでしょうし、そういう人に対して郡山はこれで良いのかという疑問ですけどね。

委員 これ「努めなければならない」というのは努力しなさいということじゃないの？

委員 努力しななければならないですよ。

委員 その議論は前回、もう終わってるはずやと思いますよ。努力義務で

あるということ。

委員 この条項について努力義務でええんかな？みなさんがええ言うんやったらええけども。僕の感性からしたら誰から統制されるんだと。

副会長 その辺も含めてね、市民の人がカチンとしてくれたらそれでいいわけね。毒にも薬にもならない条文を作ってもしょうがないからね。

会長 自治の一般原則として、個人自治、家庭自治、近隣自治、地域自治、これは義務なんですよ、もともと。だから「努めなければならない」というのは当たり前の話なんですよ。ただし、まちづくり活動とか地域づくりに参加しないことをもって差別されるようなことがあってはならないと、ちゃんと抑えているわけです。だから力のある人は力を出してください。力のない人は無理しなくても結構です。その能力に応じてしてくださいということですから、そんなに難しい話じゃないと思うんですけどね。

委員 義務ではないということですね。

副会長 義務じゃない。

会長 姿勢ですわ。

委員 私らこれ最初作る時にね、岸和田の経験を勉強したんですね。あの時に岸和田の協議会ですか、あれができるのに20年ぐらいかかったと、全市を横断してできるまでに20年ぐらいかかったと、すごいなと思って私も聞いておったんですけども、やっぱりそのくらいかかるんやというぐらいのつもりでかからないと、ここに書いたからといってできるものではないんだと。特に地域共同社会ですか、そういうような問題が本当に一人一人の個人のつながり、あるいは目的によってつながり、全部ひっくるめて地域という問題の中でよりよい環境を作っていくということで、相当時間がかかりますよね。

会長 だからそれは、この場ではとても決着をつけられないくらいの永い伝統と地域間格差と言いますか、文化的相違とかいっぱいあるので、

この程度の文章でおさめといた方が良いでしょうというのが、さっきの結論なんですね。それはそれこそ1年も2年もかけて慎重にみんなで議論して決めてもらわないと、それが邪魔にならないように、むしろ応援になるような条文にしといた方が良いでしょう。

委員 「努めなければならない」について大和市や宮古市はどうなんですか？

会長 大和市や宮古市は「努めるものとする」にしてるから、「努めるものとする」にしましょうか？そしたら文章は「努めるものとする」にしてください。念のために言っておきますね。第6条は、「まちづくりに参加・参画するよう努めなければならない」「市民は市と協働して取り組まなければならない」と書いてあります。青少年・子どもの権利でも「環境づくりに努めなければならない」となっているので、この語呂を合わせただけのことだったんだと僕は思ってますけどね。それでは今日のところは時間が来ましたので第26条に注文が付きましたが、これを次回、原案を出してもらおうということで今日のところは第25条まで確定したということでよろしいでしょうか？

異議なし

はい。ありがとうございます。じゃあどうもお疲れ様でした。

以下余白